

市公契約基本条例の概要

1 制定の趣旨

(1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
 - ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
 - ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
 - ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入
- など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。
- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。

2 4つの基本的な考え方

(1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

(2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。

- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考える。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 平成30年度における、主な取組状況

上記2の「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力
- (2) 労働関係法令遵守状況報告書により、法令違反の是正指導を継続。また、社会保険加入対策として、法定福利費の明示の義務付け等を開始。
- (3) ダンピング対策の更なる強化に向け、常駐警備や建物清掃等の役務業務の積算基準を引き上げるとともに、最低制限価格の適用を継続
- (4) 障害者就労支援、環境、地域防災力、男女共同参画などの社会的課題の解決に資する取組を継続実施

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 橋りよう等の特殊な技術を要する案件でも、市内中小企業との共同企業体結成を要件に発注するなど、**市内企業の技術力底上げに繋がる発注に努力**など

(1) 工事

- 平成30年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約86%，契約金額ベースで約62%を占める。
「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率（約38%）について、その内訳を見ると、WTO政府調達協定適用案件が約27%と最も高く、次いで設備工事が約8%などとなっている。

◆ 市内中小企業受注率（工事）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
平成29年度	1,589	1,375	86.53%	93,062	56,034	60.21%
平成30年度	1,677	1,438	85.75%	71,949	44,788	62.25%

◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	設備工事	土木工事	その他	比率
平成29年度	24.09%	11.03%	1.52%	3.15%	39.79%
平成30年度	26.58%	7.76%	1.27%	2.14%	37.75%

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

- 平成29年度と比べると、件数ベースでほぼ横ばい（△0.78ポイント）、金額ベースで約2ポイント上昇している。

この金額ベースでの上昇は、地下鉄の運行管理や水環境保全センターの汚泥搬送機械などの大型の特殊設備工事が減少したことに伴い、これらの工事の割合が約11%から約8%へと約3ポイント減少したことなどが影響している。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

- 平成30年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約65%，金額ベースで約26%となった。
- 工事と比べ割合が低いが、これは、地域要件や企業規模要件を設けることができないWTO政府調達協定適用案件が多いことが影響している（契約金額ベースでは、工事の約1.5倍の約41%を占める）。

また、地下鉄車両装置・汚泥処理設備等の機械器具や、コンピュータ等のリースなど、市内中小企業では受注し難い案件が多いことも要因として挙げられる。

なお、「その他」には、上下水道局における料金業務委託（26～32万件に及ぶメータ一点検等、3年契約）を含んでいる（約5%）。

- 平成29年度と比べると、件数ベースは約2ポイント低下したものの、金額ベースでは若干上昇している（+0.99ポイント）。

◆ 市内中小企業受注率（物品）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
平成29年度	2,411	1,629	67.57%	22,922	5,761	25.13%
平成30年度	2,133	1,397	65.49%	25,799	6,740	26.12%

◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	機械器具	リース	その他	比率
平成29年度	41.92%	19.64%	6.93%	6.39%	74.87%
平成30年度	40.89%	20.66%	1.08%	11.25%	73.88%

注1 上記工事の表の注1, 2と同じ

2 不用物品売却を除く。

今後の方向性

- 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に新設
遵守できていない事業者に対して、是正指導を行うことにより、適正な労働環境の確保を図る。
- なお、低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な予定価格での発注に引き続き努める。
具体的取組の一つとして、平成30年7月から、必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう、市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付けなど

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの14項目

③ 手続

- ア 受注者は、下請事業者の報告書を取りまとめのうえ、契約後2箇月以内に市に提出
- イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後6箇月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告
- ※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出

④ 公表、競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的な内容などを公表
- イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 平成30年度の対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約17～20%だが、金額ベースでは約82～84%となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,318	225	17.07%	71,522	58,332	81.56%
役務委託	407	80	19.66%	6,597	5,526	83.77%
指定管理	77	77	100.00%	—	—	—

注1 競争入札等により平成30年度に締結した契約の合計

2 上表以外に、随意契約34件（7,082百万円）も制度の対象

3 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

4 指定管理者制度の導入施設数 386施設（平成31年4月現在）

② 平成30年度の提出状況

ア 提出事業者数

工事	延べ2,573者	実数1,792者
役務委託	124者	78者
指定管理	12者	8者

イ 是正対象者数

18者（内訳 全て工事）	
→ 三六協定未締結・未届	18者
就業規則未周知・未届	1者
労働条件未通知	1者

※ 複数の是正が必要な者がいるため、合計は合致しない。

今後の方向性

- 引き続き、事業者に丁寧な説明を行い、制度を着実に定着させていく。
- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しが必要ないか検討していく。
- また、週2日の工事現場閉所の本格実施に向け、週2日の現場閉所を行うモデル工事を1件程度実施する。
- なお、建設業の働き方改革等の推進を目的に本年6月に成立した建設業法等の改正を踏まえ、今後、建設業許可への社会保険加入要件化等が具体化される予定であり、これらの動向を注視し、適切な対応に努めていく。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、
事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成25年度～ 公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

- 適切な履行評価の実施、将来の公契約を担う人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底

など

主な取組結果

➤ 平成30年度の落札率は、工事が約91%，物品が約86%となってい

る。

➤ 平成29年度と比べ、工事はほぼ横ばい（△0.44ポイント）、物品は若干上昇（+1.76ポイント）となっている。

➤ なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成25年度から5年連続で引き上げている。

測量、設計等の委託契約に関しては、令和元年度から、最低制限価格の算定基準をさらに引き上げている。

◆ 市全体の落札率

	工事			物品		
	入札件数	落札率	対前年度増減	入札件数	落札率	対前年度増減
平成29年度	1,184	91.06%	+0.07	2,406	84.03%	△0.59
平成30年度	1,211	90.62%	△0.44	2,126	85.79%	+1.76

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。

4 落札率は、単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

トピックス 1

市内中小企業とその他企業の落札率

平成30年度の工事の一部（公営企業分以外の471件）について、市内中小企業の落札率と、その他企業の落札率とを集計した結果は、次のとおりとなった。

市内中小企業の落札率 90.12%

その他企業の落札率 94.35%

トピックス 2

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から6年連続で改定を前倒して実施（直近の改定は、平成31年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に、技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ②413, 100円 → ①19, 100円

鉄筋工 16, 200円 → 22, 400円

大工 16, 100円 → 21, 300円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務の予定価格の積算に当たり、できる限り用いることとしている積算基準（単価等を用いて積算する基準）を令和元年度契約分から引き上げている（単価は毎年度、必要に応じ別途改定）。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでから ISO14001, KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度で加点評価するなど、社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化等に貢献している事業者を評価するなど、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進

主な市長部局の取組例

段階	内 容	
(工事契約での格付のみ)	該当する項目がある場合は格付の加点	官公需適格組合
		ISO9001認証取得者
		ISO14001, KES認証取得者
		障害者法定雇用率達成事業者
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者
		京都市との協定
		京都府との協定
		男女共同参画の取組を推進している事業者
		「一般事業主行動計画」の策定 国家資格を有する女性技術者の雇用
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）をしている事業者
	清掃業務委託で入札参加者を限定	消防団協力事業所に認定されている事業者
加点合評価での	該当する項目がある場合は総合評価の加点	「京都市電力の調達に係る環境配慮方針」の評価基準により、CO ₂ 排出係数が一定値以下などの条件を満たした者
		ISO14001, KES認証取得者
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者（京都市、京都府との協定）
		市内企業の下請参入率

履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税、法人税、消費税、市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス

主な工事格付での加点状況（近年の推移）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不当要求防止責任者講習	617者	636者	657者
災害応急協定（市との協定）	586者	591者	596者
I S O 1 4 0 0 1, K E S	265者	271者	275者
国家資格を有する女性技術者の雇用	235者	246者	264者
I S O 9 0 0 1	125者	126者	126者
一般事業主行動計画の策定	55者	62者	82者
災害応急協定（府との協定）	64者	63者	63者
障害者法定雇用率達成事業者	14者	17者	39者
消防団協力事業所	20者	24者	29者
官公需適格組合	6者	6者	6者

注 延べ加点業者数



今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- なお、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
- その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。